

付託事件等審査結果報告

令和 2 年 3 月 26 日

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 徳 永 武 次

1 委員会の開催日

3月18日

2 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第12号 薩摩川内市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (2) 議案第13号 薩摩川内市固定資産評価審査委員会条例及び薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (3) 議案第14号 薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (4) 議案第15号 薩摩川内市集会所条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (5) 議案第16号 財産の無償譲渡について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (6) 議案第17号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (7) 議案第41号 令和2年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付託分
本案については、「ゴールド集落の基準年齢の引上げに伴う予算減額により、地区コミュニティ協議会の活動費が不足し、事業運営が厳しくなることが想定されることから、基準年齢は元に戻すべき」という反対討論と、「本予算は適正な規模の予算が組まれており、市民生活の向上を目指した予算配分となっている。また、反対討論におけるゴールド集落の基準年齢の引上げについては、今後、市民の声を聞きながら、新たな制度を検討していくことも予定されていることから、適正な執行が望める」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において、いじめ問題対策審議会は、年1回の開催が予定されているが、現実的には大きないじめ問題が発生することも想定されることから、四半期に1回審議会を開催するなどして、対策をその都度講じることができるような予算措置を検討されたい旨の意見が述べられた。